

『御文』の文体

片岡了

蓮如上人の『御文』は、周知の通り、寛正二年（一四六

一）上人四七歳の時のものに始まり、上人御往生の前年、

明応七年（一四九八）上人八四歳の時のものに及んでいる。

『蓮如上人遺文』（稲葉昌丸編）によって、年次ごとの、その発行の状況を見ると、文明五年～九年（一四七三～一四七七）と、明応六～七年（一四九七～一四九八）とに、集中的に発行せられている。他の年には一通乃至六通であるが、文明五年二七通、同六年二六通、同七年一〇通、同九年一〇通、明応六年一〇通、同七年一八通である。（これらはいずれも、同内容のものを一種として算定してのことである。それは、同内容のものが数通存在する場合、年次が

記されないものがあって、算定できないからである。また、文明八年のものは四通しか認められないが、これには遺文の残存ないし収集の上の事情もあろうかと考えられる。）

明応六年七年に多いのは、『御文』が世に行なわれて久しく、それを尊重する空気が広がったのに伴って、門信徒側からの下附希望が多かったことによるのであろう^①。それに対し、文明五年六年に特別多いのは、おそらく、諸国に行なわれた、秘事法門をはじめとする異端の教説に対応するという事情があったと考えられる^②。このことは、『御文』の理解の上にその歴史的背景の認識が不可欠であることを教えている。

さて、『御文』は上述の通り、寛正二年から明応七年に至る三七年間にわたって発行せられているが、年代によって、

その素材的事項、主題的な事柄などの上に、若干の変遷があるように思われるが、その文体は或る時期からほぼ一定して来るように思われる。

『御文』の文章は、平明を旨としていると見られるのであるが、しかし、これを辞句の概念の内容に忠実に読んでいこうとすると、しばしば行きづまるところがある。例えば、

「ココニ、弥陀如来ノ他力本願トイフハ、イマノ世ニヲヒテ、カカルトキノ衆生ヲ、ムネトタスケスクハンガタメニ、五劫ガアヒダコレヲ思惟シ、永劫ガアヒダコレヲ修行シテ、造悪不善ノ衆生ヲホトケニナサズハ、ワレモ正覚ナラジトチカコトヲタテマシマシテ、ソノ願ステニ成就シテ、阿弥陀トナラセタマヘルホトケナリ。末代、イマノトキノ衆生ニヲヒテハ、コノホトケノ本願ニスガリテ、弥陀ヲフカクタノミタテマツラズンバ、成仏スルトイフコト、アルベカラザルナリ。」

(第三帖第二通、『五帖御文定本』五〇ページ)

右において、最初の文(「ココニ」から「ホトケナリ。」まで)は、「弥陀如来ノ他力本願」ということについて説明せんとしてはじまっているが、途中、弥陀の誓願の内容と、願成就のことは記されるのであるけれども、末尾は、「阿弥

陀トナラセタマヘルホトケナリ。」と終わっている。このままでは、首尾が相即しにくく、「他力本願」そのことを説明する文としては、ことがらの筋道が通らないように見うけられる。終りへ来て、文が逸れているといわざるを得ないであろう。

このように、いわば首尾の整わない文がしばしば現われていて、これを筋道の通るように説明するのは困難である。或はまた次のような例もこれと同じである。

「サテ、他力ノ信心トイフ体ハ、イカナルココロゾトイフニ、『コノ南無阿弥陀仏ノ六字ノ名号ノ体ハ、阿弥陀仏ノワレラヲタスケタマヘルイハレラ、コノ南無阿弥陀仏ノ名号ニアラハシマシタル御スガタゾ』ト、クハシクココロエワケタルヲモテ、他力ノ信心ヲエタルトハイフナリ。」(三ノ五『五帖御文定本』五六ページ)

これは、一行目に見られる「体」という語の概念内容が曖昧さを残すけれども、しかしそれは、文中からもうかがわれるように、「スガタ」即ち「様相、ありさま」といった意味であって、「人」の意味ではないであろう。さすれば、「他力ノ信心トイフ体ハ」をうけて「他力ノ信心ヲエタルトハイフナリ。」と結ぶのは、主述の概念に飛躍がある。

この文は一旦「……クハシクココロエワケタル(ヲイフナリ)」のごとく終るべき所である。それをそこで止めずに「……ココロエワケタルヲモテ、他力ノ信心ヲエタル人トハイフナリ。」として、「他力ノ信心ヲエタル人」の方に焦点が移行したために齟齬が生じたのである。

先にあげた、三の2の例も本質的にはこれと同断である。これらは、親鸞聖人の、例えば、

「信心をえたるひと、かならず正定聚のくらゐに住するがゆへに、等正覚のくらゐと申なり。」(『末灯抄』

三)

といわれるのと同じように考えることはできない。この文は「等正覚のくらゐ(に住す)」の如きの省略である。

『御文』の先にあげたような例は、蓮如上人の説法のスタイルに関連している。いわゆる文体の問題である。筆者はかつて、『御文』の文章上の特徴として、話しことば的な形式ということを考えたことがある^④。それは文の形式をそのようにとらえたのであるが、そのこととは別に、その根本をなす、法を説くにあたつての発想の問題として考えるべき点があるように思われる。小稿はその点について、考えてみようとするのである。

なお、引用本文は、原則として、稲葉昌丸編の『諸版対

校五帖御文定本』(以下『定本』と略記)によつたが、適宜、濁点を付し、句読点を補つた。またおどり字は文字に改めた。仮名遣いなどはそのままとした。

二

例えば、第一帖第三通は、小編であつて、次の通りである。

「マヅ、当流ノ安心ノヲモムキハ、アナガチニワガココロノワロキヲモ、マタ妄念・妄執ノココロノヲコルヲモ、トドメヨトイフニモアラズ、タダアキナヒヲモシ、奉公ヲモセヨ、獵・スナドリヲモセヨ、カカルアサマシキ罪業ニノミ、朝夕マドヒヌルワレラゴトキノイタヅラモノヲ、タスケントチカヒマシマス弥陀如来ノ本願ニテマシマスゾト、フカク信ジテ、一心ニフタゴコロナク弥陀一仏ノ悲願ニスガリテ、タスケマシマセトオモフココロノ一念ノ信マコトナレバ、カナラズ如来ノ御タスケニアヅカルモノナリ。コノウヘニハ、ナニトココロエテ念仏マウスベキゾナレバ、往生ハイマノ信心ニヨリテ、御タスケアリツルカタジケナキ御恩報謝ノタメニ、ワガイノチアランカギリハ、報謝ノタメトオモヒテ、念仏マウスベキナリ。コレヲ、当流

ノ安心決定シタル信心ノ行者トハ、マウスベキナリ。」
 『定本』四(ページ)

となつてゐる。

これは、一見していかにも平明な印象をうけるのであるが、しかし全体の文脈(文のつづき方)を追つて行くと、冒頭の「当流ノ安心ノヲモムキハ」を直接承ける表現が見当らない。文が終止するという点では、例えば、「……トドメヨトイフニモアラズ。」となつてそこで切れるかに見えるが、全体の流れの上ではそこで切れるのではない。何故ならば、「アナガチニ……トドメヨトイフニモアラズ」ということだけが、「当流ノ安心ノヲモムキ」ではないからである。それは、その後の「……御タスケニアヅカルモノナリ。」や「……念仏マウスベキナリ。」の部分についても同じである。この「当流ノ安心ノヲモムキハ」^⑤の部分は、題目を提示しているのであつて、以下全体を支配する。もし補つていえば、「当流ノ安心ノヲモムキハ(次ノ如クナリ。)」ということであり、それを承けてその後へ続くのが、「アナガチニ……」以下全体である。したがつて、その結尾の部分は、「コレスナハチ当流ノ安心ナリ。」などとして、対応すべきところであるが、それが「コレヲ当流ノ安心決定シタル信心ノ行者トハマウスベキナリ。」と結ばれているので

ある。その結果、「当流ノ安心ノヲモムキ」という観念的な事柄に、「信心ノ行者」という物で対応することになつて、首尾が次元を異にすることになるのである。

これは、その最後の「コレヲ、当流ノ安心決定シタル信心ノ行者トハマウスベキナリ。」の部分は、そこに「コレヲ」とあるように、その直前の所までに述べたような信心のあり方があつて、そのように信心をいただいている人を一括してうけるのが「コレ」であり、しこうして、「コレヲ……信心ノ行者トハマウスベキナリ。」というのである。^⑥したがつて、冒頭の「当流ノ安心ノヲモムキハ」という提題は、その直後から、その「当流ノ安心」を決定した「信心ノ行者」の心のあり方の記述によつて承けられているのである。

どうしてかかる行文になつたかという点、それは蓮如上人の説法の姿勢の問題である。この『御文』は、「当流ノ安心ノヲモムキ」を説こうとせられたのであるが、それに當つて、これをその概念の内容の側から説明しようとするのでなく、それをとびこえて、行者が「信ズル」時の心の持ち方、思い方の側をのべられたのである。「アナガチニワガココロノワロキヲモ……本願ニテマシマスゾ」というように「フカク信ジテ」といつているのである。これは信を

得るその時にあるであろう行者の心のあり方を記しているのである。ここには「弥陀如来ノ本願」の内容の記述はない。行者の「ココロ」の持ち方を記しているのである。この『御文』の冒頭数行の部分は、『歎異抄』第十三条の

「うみかわにあみをひき、つりをして世をわたるものも、野やまにしゝをかり、とりをとりて、いのちをつぐともがらも、あきなるをし、田嶋をつくりてすぐるひとと、ただおなじことなりと。さるべき業縁のもよほさば、いかなるふるまひもすべし、とこそ、聖人はおほせさふらひしに、……」(『真宗聖教全書』巻二、七八四ページ)

をふまえていることは明らかであるが、この両者の間には、明瞭な相違がある。両者の記述のおかれている場がことなることは言うまでもないが、それにもかかわらず、そのことをこえて、なお、両者の説述の姿勢には根本的な相違がある。

『歎異抄』の方は、「業縁のもよほさば、いかなるふるまひもす」る例として、「うみかわにあみをひき、つりをして世をわたるもの」以下があげられており、そのあと、それらはみな、「ただおなじことなり」と記されている。その対象のとらえ方は第三人称的であり、記述の姿勢は客観的

である。それに対し、蓮如上人の文は、一人称的発想、あるいは当事者の視点で、「ワガココロノワロキヲモ」、「カカルアサマシキ罪業ニノミ、朝夕マドヒヌルワレラゴトキノイタヅラモノ」というのである。弥陀の本願を仰ぎ信ずるに際しての行者の自己について思うべき心の中の想念のあるべき内容を記しているのである。

そしてまた、この『御文』の後半部分も、「ナニトコロエテ念仏マウスベキゾ」というのは、行者の立場を具現した表現であり、それをうけて、「御タスケアリツルカタシケンキ御恩報謝ノタメニ」、「ワガイノチアランカギリ」、報謝の念仏を申すべし、というのである。これも行者の念仏申す上での、「ココロ」の持ちようのである。

このように、この『御文』は、「当流安心の肝要」を説くにあたって、それを教義の観念的説明によってするのはなしに、信をとる上での、心の持ち方、念仏申す時の心の持ち方、などを具体的に描くことによって、それを行ったのである。それ故に、それを総括して、「コレ(このように心を持つ人)ヲ当流ノ安心決定シタル信心ノ行者トハ、マウスベキナリ。」といわれることになるのである。そして、その結果、冒頭の命題と、その帰結とが直結的には対応し難く見えるようになったのである。

右の如き形式に対し、また次の如き例もある。

「和讃ニイハク、弥陀ノ報土ヲネガフヒト外儀ノスガ
 タハコトナリト、本願名号信受シテ、寤寐ニワスルル
 コトナカレトイヘリ。外儀ノスガタトイフハ、在家出
 家、男子女人ヲ、エラバザルコロナリ。ツギニ、本
 願名号信受シテ寤寐ニワスルルコトナカレ、トイフハ、
 カタチハイカヤウナリトイフトモ、マタ、ツミハ十悪
 五逆謗法闍提ノトモガラナレドモ、廻心懺悔シテ、フ
 カク、カカルアサマシキ機ヲ、スクヒマシマス弥陀如
 来ノ本願ナリト信知シテ、フタゴコロナク如来ヲタノ
 ムココロノ、ネテモサメテモ憶念ノ心ツネニシテワス
 レザルヲ、本願タノム、決定心ヲエタル信心ノ行人ト
 ハイフナリ。」(一ノ二、『定本』三ページ)

これは、和讃の句をそれぞれに説明しようとしてせられたもの
 であるが、就中、その四行目「ツギニ、……」から後は、
 それで一まとまり(一センテンス)であるが、そこが

「本願名号信受シテ寤寐ニワスルルコトナカレトイフ
 ハ、……ネテモサメテモ憶念ノ心ツネニシテワスレザ
 ルヲ、本願タノム、決定心ヲエタル信心ノ行人トハイ
 フナリ。」

となっていて、これも首尾呼応しにくいのである。これは、

A「本願名号信受シテ寤寐ニワスルルコトナカレトイフハ、
 ……ネテモサメテモ憶念ノ心ツネニシテワスレザ(レト、
 イフナリ。)」

のごとき文と、

B「カタチハイカヤウナリトイフトモ、……ネテモサメテ
 モ憶念ノ心ツネニシテワスレザルヲ、本願タノム決定心
 ヲエタル信心ノ行人トハイフナリ。」

のごとき文とが、一つにないまぜになった文である。「本
 願名号信受シテ寤寐ニワスルルコトナカレ」という和讃の
 句の意味の説明は前者Aのような形で充足するはずである。

Bはあきらかに「本願タノム決定心ヲエタル信心ノ行人」
 の心の持ち方の、あるべき姿を描いているのである。A・
 Bは本来別個にあるべきことである。しかるに、Aを意図
 してはじめながら、文が途中からBに移行したのである。

すなわち、和讃の句の意味を説明しながら、それがその
 「信心ノ行人」の心の持ち方の描写に移り変り、したがっ
 てそれが、そのように心を持つ人を「信心ノ行人トハイフ
 ナリ。」と結ばれるのである。こういう例が、いま一層複雑
 になると、次のようになる。第一帖第七通の後半は、

〔吉崎参詣の女性が「信心トヤランヲキキワケマイラ
 セテ往生ヲネガヒタク候」よしを山中へ「タヅネマウ

シ」たところ)シメシタマヘルヲモムキハ、ナニノヤ
 ウモナクタダ、ワガ身ハ、十悪五逆五障三従ノアサマシ
 キモノゾトオモヒテ、……二心ナク弥陀ヲタノミタテ
 マツリテ、タスケタマヘトオモフココロノ一念ヲコル
 トキ、カタジケナクモ、如来ハ、八万四千ノ光明ヲハ
 ナチテ、ソノ身ヲ撰取シタマフナリ。コレヲ弥陀如来
 ノ念仏ノ行者ヲ撰取シタマフトイヘルハコノコトナリ。
 撰取不捨トイフハ、オサメトリテステタマハズトイフ
 ココロナリ。コノココロヲ信心ヲエタルヒトトハマウ
 スナリ。」〔『定本』一〇ページ〕

とある。これはその女性の「タツネマウシ」た内容が、「ソ
 ノ信心トヤランヲキキワケマイラセ」たいということな
 であるから、右に引いた文の流れの上では、「(その信心と
 いふは)ナニノヤウモナク、タダワガ身ハ十悪五逆五障三
 従ノアサマシキモノゾトオモヒテ、……二心ナク弥陀ヲタ
 ノミタテマツリテ、タスケタマヘトヲモフココロ(ナリ。)
 のごときがその答をなす部分であるはずである。しかるに、
 それにつづいて、「……トオモフココロノ一念ヲコルトキ、
 カタジケナクモ如来ハ八万四千ノ光明ヲハナチテ、ソノ身
 ヲ撰身シタマフナリ。」と、その信心發起にもなつて与え
 られる撰取不捨の利益を記し、さらにその後へ、「撰取不

捨」そのことの説明をはさみ込む^⑦。その結果、最後の「コ
 ノココロヲ信心ヲエタルヒトトハマウスナリ。」の部分の
 「ココロ」が、その直上の「オサメトリテステタマハ
 ズトイフココロナリ」をさすかの如くであるが、勿論そう
 ではなく、これはそのはさみ込まれた撰取不捨の説明の部
 分をこえて、その前の「タスケタマヘトオモフココロ」を
 うけるのである。(或は範圍を拡げても、「撰取シタマフト
 イヘルハコノコトナリ。」の後につながるしかないであろ
 う。)さすれば、ここでもまた、「タスケタマヘトオモフコ
 ロ……ココロヲ信心ヲエタルヒトトハマウスナリ。」
 というつながり方が生ずること、上述の例と同断である。
 ここで注目したいのはそのことよりも、右に「はさみ込み」
 と称しておいた、撰取不捨の説明部分(これは厳密には前
 後の文脈を中断していることになるのである。)をおきな
 がら、(したがって「行者」に關した記事は、やや離れてし
 まう)それにもかかわらず、それらを「ココロヲ信心
 ヲエタルヒトトハマウスナリ。」と結びという述べ方であ
 る。そこにはたえず、行者の「ココロノ持子様」によせて
 説こうとする姿勢が背後にあると考えられるからである。
 さて、右に見て来たような、いくつかのあり方の起点を
 なすのが、次のような説き方である。

第一帖第一三通後半は次のようである。

「……マヅ当流ノ眞実信心トイフコトヲ、ヨクヨク存知スベキナリ。

ソノ信心トイフハ、大經ニハ三信トトキ、觀經ニハ三心トイヒ、阿彌陀經ニハ一心トアラハセリ。三經トモニ、ソノ名カハリタリトイヘドモ、ソノココロハ、タダ他力ノ一心ヲアラハセルココロナリ。

サレバ、信心トイヘルソノスガタハ、イカヤウナルコトゾトイヘバ、マヅ、モロモロノ雜行ヲサシラキテ一向ニ、彌陀如来ヲタノミタテマツリテ、自余ノ一切ノ諸神諸仏等ニモココロヲカケズ、一心ニモハラ彌陀ニ帰命セバ、如来ハ光明ヲモテソノ身ヲ撰取シテステタマフベカラズ、コレスナハチ、ワレラガ一念ノ信心決定シタルスガタナリ。」(『定本』一九ページ)

この文では、「当流ノ眞実信心トイフコトヲヨクヨク存知スベキナリ。」と云って、十劫秘事に言う如き誤った教説に対して、「当流」の教える、如来廻向の眞実信心を心得よと教えられ、つづいて、それを承けて、「ソノ信心トイフハ」といって、「三信」、「三心」、「一心」をあげられ、それは帰するところ「他力ノ一心」をあらわしていると述べられる。

こゝまでは、一貫して、「眞実信心トイフコト」、「信心トイフハ」、「他力ノ一心ヲアラハセルココロナリ」、の如く、「信心」という表現がなされている。これは、最初の「眞実信心トイフコトヲ存知セヨ」ということに即応した表現である。しかし、そこにはその、「三信」や、「三心」などについての、その内容の側からのくわしい説明はなされない。ただ「三信」などの語をそれとしてあげられただけである。

いまこの『御文』は、その前半にいわれる通り、「十劫秘事」の説について批判せられたものであるから、「信」の一念よつてのみ撰取せられる「イハレ」は説かれてしめるべきであろう。十劫秘事というような信心は「コレ、オホキナルアヤマリナリ」といわれる以上、その十劫秘事の主張として、この『御文』の前半に記しておられる「十劫正覚ノハジメヨリワレラガ往生ヲサダメタマヘル弥陀ノ御恩ヲワスレヌガ信心ゾ」という説と、「当流ノ眞実信心」とのちがいを説かれることが期待せられるところである。ただ「三信」・「三心」とだけいわれて、その内容についての説明を加えられないのは、かえって、行者は、「信心・安心などいへば、別のやうにも思ふ」(『蓮如上人行実』九九ページ) ことにもなるであらう。

ところがそれは、実は、説かれていないのではなく、それに相当するのが、「サレバ、信心トイヘル……」以下の部分であるわけである。注目せられるのは、その部分である。即ち、そこにいわれるのは、そこ迄の表現とことなつて、「信心トイヘルソノスガタ」・「ワレラガ一念ノ信心決定シタルスガタ」である。

ここにあるのは、観念的な次元での「説明」が予想せられる場合でも、それをせずに、行者の「信心決定シタルスガタ」をもってそれを説こうとせられる姿勢である。

この文の、「信心トイヘルソノスガタハ」以下の部分を、一人称的な、主体側からの文型に変えれば、上來述べた如き文体になるのである。

但し、時にはこれまでに述べた例とは姿勢の異なるものもあるのである。例えば第三帖第八通のごときである。

「……南無阿弥陀仏ノ体ヲヨクコロウルヲモテ、他力信心ヲエタルトハイフナリ。(ここに「エタルヒト」とないことに注目される)……阿弥陀如来ノ因中ニヲヒテ、ワレラガ凡夫ノ往生ノ行ヲサダメタマフトキ、凡夫ノナストコロノ廻向ハ自力ナルガユヘニ成就シガタキニヨリテ、阿弥陀如来ノ……廻向成就シタマヒテ……コノ廻向ヲワレラ凡夫ニアタヘマシマスナリ。……」

……『定本』六一ページ)

のごとくである。ここには行者の心の持ち方の側からの記述や、その「スガタ」の記述はほとんど見られず、教理の側からの説明で全体が構成されている。このような例もあるが、極めて稀である。一般には、前述のような姿勢で述べられているのである。

さてまた上述の姿勢は、教理的なことからの場合ばかりではない。いわば処世的なことの記述にも認められることである。例えば、第二帖第一三通は次のようにはじまっている。

「夫、当流にサダムルトコロノオキテヲヨク、マ、モルトイフハ、他宗ニモ世間ニモ対シテハ、ワガ一宗ノスガタヲ、アラハニヒトノ目ニミエヌヤウニフルマヘルヲモテ、本意トスルナリ。シカルニ、チカゴロハ、当流念仏者ノナカニヲヒテ、ワザトヒト目ニミエテ一流ノスガタヲアラハシテ、コレヲモテワガ宗ノ名望ノヤウニオモヒテ、コトニ他宗ヲコナシオトシメントオモヘリ。コレ言語道断ノ次第ナリ。」(『定本』四二ページ)

これは「当流念仏者」の行動の規範を述べるのであるが、それをのべるに当って、「当流ニサダムルトコロノオキテ」そのものを記さずに、「……オキテヲヨク、マ、モルトイフハ

…フルマヘルヲモテ本トスルナリ。」と言われるのである。これは当流にさだめる「オキテ」そのものを説明して、それを守ることを求めようとするのではなくて、それを「ヨクマモル」行者のふるまい方をのべるのである。それ故これにつづく部分も「フルマフヲモテ本意トスル」と記さずに、「フルマヘルヲモテ本意トスル」と記されるのである。(「フルマヘル」は「ふるまってる」意)。

これは「オキテ」そのものを示して、その必要な理由を説明するのではなく、「当流念仏者」の、「オキテ」を「マモル」態度は如何ようであるかを描いているのである。これは教理的な事柄の説明において行者の心の持ち方やその「スガタ」を描いたのと同じ姿勢である。

三

前節にのべたようなあり方は、その説明の対象となる事柄の性格によってはまた次のようにもなる。

「オホヨソ当家ニハ、一念発起平生業成ト談ジテ、平生ニ、弥陀如来ノ本願ノ、ワレヲタスケタマフコトハリヲキキヒラクコトハ、宿善ノ開発ニヨルガユヘナリ、トコロコエテノチハ、ワガチカラニテハナカリケリ、仏智他力ノサツケニヨリテ、本願ノ由来ヲ存知ス

ルモノナリ、トコロコウルガスナハチ、平生業成ノ義ナリ。サレバ、平生業成トイフハ、イマノコトハリヲキキヒラキテ、往生治定、トオモヒサダムルクラキラ、一念発起住正定聚トモ、平生業成トモ、即得往生住不退転トモイフナリ。」(一の4、『定本』五ページ)

これは平生業成について説かれるわけであるが、それを宿善開発と他力廻向の二つに分けて述べておられる。前半に宿善開発によることを説かれ、後半に他力廻向によることのがべられる。そのうち、前半の「宿善開発ニヨルガユヘナリ」迄の部分は、ほとんど事柄の説明的な姿勢で記述せられていて、それに対し後半は、そういう説明的な姿勢ではなく、他力廻向によることを理解し、信受した者、そういう境地に達した者の、主体的な「ココロエ」のありようを記されるのである。「ワガチカラニテハナカリケリ」という表現は、主体的な立場の表白の形式であって、詠嘆的な響きを持っている。これは、ことがらを客観的な立場に立って説明しようとする形式の文、第三者的に説明する姿勢の表現ではないのである。他力廻向によって平生に業事成弁した境地を得た者の「ココロ」、即ち主体的な心境の表現の形をかりて平生業成の義を述べられたのである。

かかる姿勢は、次の如き例において一層明瞭である。第

二帖第一〇通には次のように述べられる。

「夫、当流親鸞聖人ノススメマシマストコロノ一義ノココロトイフハ、マヅ他力ノ信心ヲモテ肝要トセラレタリ。……サレバ、ソノ他力ノ信心ノスガタラ存知シテ眞実報土ノ往生ヲトゲントオモフニツイテモ、イカヤウニココロヲモモチ、マタイカヤウニ機ヲモモチテ、カノ極楽往生ヲバトグベキヤラン。ソノムネラクハシクシリハンベラズ、ネンゴロニラシヘタマフベシ。……コタヘテイハク、ソモソモ当流ノ他力信心ノヲモムキトマウスハ、アナガチニワガ身ノツミノフカキニモココロカケズ……コレニヨリテ弥陀如来ノ遍照ノ光明ノナカニオサメトラレマイラセテ、一期ノアヒダハコノ光明ノウチニスム身ナリ、トオモフベシ。……コノアリガタサタフトサノ弥陀大悲ノ御恩ヲバ、イカガシテ報ズベキゾ、ナレバ、昼夜朝暮ニハタダ称名念仏バカリヲトナヘテ……御恩ヲ報ジタテマツルベキモノナリ。コノココロスナハチ、当流ニタツルトコロノ一念発起平生業成トイヘル義コレナリトココロウベシ。云々」(『定本』三七〇三八ページ)

この一通は問答体をかりて、「当流ノ他力信心ノヲモムキ」をとかれるのであるが、そこに述べられるのは、「他力信

心」あるいは「平生業成」ということの、そのことの側からの原理的・概念的説明ではなくて、「アナガチニ我身ノツミノフカキニモココロカケズ、タダ阿弥陀如来ヲ一心一向ニタノミタテマツリテ、……ミナタスケタマヘル不思議ノ誓願力ゾ、トフカク信ジテ、……遍照ノ光明ノナカニオサメトラレマイラセテ……コノ光明ノウチニスム身ナリ、トオモフベシ」といわれるのである。

これは行者を主体とした記述であり、当流の信心を知った時その行者の心の中の思いとしてあるべき内容を記されたものである。前半の「ネンゴロニラシヘタマフベシ」という「問」の部分に言われている「イカヤウニココロヲモモチ」「イカヤウニ機ヲモモチ」であるべきかという問いに対応して、その「ココロノモチヤウ」・「機ノモチヤウ」を述べられたのである。

ことがらの概念的説明ではなく、行者が他力信心のすがたを存知した時の、あるべき心境を描いているのである。

四

『御文』の中には、しばしば、「アラ殊勝ノ超世ノ本願ヤ、アリガタノ弥陀如来ノ光明ヤ」(二の13など)のように、感動文、詠嘆の表現が認められる。しかもそれが、ことが

らを説明している文の途中に、いささか唐突にはさみこまれる。それは、一旦は、蓮如上人御自身の感慨を述べられるのではあるが、上述の如き姿勢に立って見れば、それは実は行者の「ココロ」をうつつし出してもいるのである。

『実悟旧記』によれば、蓮如上人は、

「仏法をさしよせていへいと仰られ候、……信心・安心といへば、愚痴の人はまだもしらぬなり、信心・安心などいへば、別のやうにも思ふなり、云々」(『蓮如上人行実』九九ページ)

と言われたという。上述の如き文体はその「さしよせていふ」ことの一つの実現であったわけであるが、それはまた、

「信心ノ沙汰ラスベキモノナリ」(一の12)

といい、また、

「同行寄合候ときは、たがひに物をいへいへ、……不信とともに物をいへ、……物を申せば、心中もぎこえ、又、人にもなをさるるなり、唯、物を申せ。」(『行実』一八二ページ)

「何ともして、人になをされ候やうに、心中をもつべし。わが心中をば同行の中へうち出してをくべし。……ただ、人にいはるるやうに心中をもつべきよしに候。」

(『行実』八一ページ)

といわれた、その「信心ノ沙汰」における、「心中」の、あるべき「スガタ」を知らしめるのに有効な文体であった、と考えられるのである。

(一九九二・一〇・一一)

註

- ① 禿氏祐祥氏『校註蓮如上人御文全集』解説編一二ページに「御文の世人に歓迎せらるるや、これを求むるもの多かりし云々」とある。
- ② 『蓮如上人遺文』によってみる範囲では、「秘事」ということと言及したものは、文明五年十二月十九日が最初で、文明十二年十一月二十一日のものに及んでいる。
- ③ 出雲路修氏『御ふみ』(東洋文庫)は、この個所ではないが第一帖15通の例で「体」に「すがた」と注しておられる。
- ④ 拙稿「蓮如上人『御文』の文章」(『大谷学報』四十八巻四号)
- ⑤ 釈道隱の『御文明燈鈔』(巻二の2丁オモテ)に、「此章、分三、一標、二積、三結」とした上で、「アナガチニ」以下を「二積」とし、「マツ当流ノ安心ノオモムキハ」の部分で、「一標」と考えているのは、その意味で当を得ている。理綱院慧琳の『御文記事珠』(巻一末1丁オモテ)は、「マツ当流……トドメトイフニモアラズ。」までを一区切りにとらえている。
- ⑥ 『御文明燈鈔』(巻二、13丁ウラ)は、この部分を、「三、

結。初メニ当流ノ安心ト標シ、次ニソノ安心ヲ積シ、後ニ安心ヲ結成シタマフナリ。」としている。この一通を三つの部分に分けるのは理解できるが、最後を、「安心」を「結成シタマフ」というのは厳密さに欠けると思うが、それは問題のとらえ方がことなるからである。

⑦ 『御文明燈鈔』(巻三、28丁オモテ)は「撰取不捨トイフハ等トハ、前ノ觀經ノ文ヲ註解シテ、シリヤスカラシム。コレ今師婆心ノ切ナルナリ。」と記している。これは、この一句を語句の「註解」と見て、前後の文脈から切りはなしていることになる。

⑧ 『御文記事珠』(巻二本、10丁オモテ)は、この一句について、「一念帰命ノ信心ヲコルトキ、即時ニ光明ノ中ニ撰メ取テ捨給ハヌゾ、ト決定スルヲ、信心ヲエタル人トハ申ス也。」と記している。これは、『御文』のこの辺の行文を要約した結果になっている。『明燈鈔』(巻三、28丁オモテ)は、「総

ジテ上来ヲ承テ、安心ヲ結スルナリ。」としている。

⑨ この一通は諸本この形ではじまっている。これ以前に「掟」の記述がある『御文』を途中から切断して独立させたものとは見られない。

⑩ 『明燈鈔』(巻七、29丁ウラ)は、「当流ニ定ルトコロノ掟ヲヨク守ルトイフハ等トハ、標ニ能守掟之相一也。」と、「相」といっている。

⑪ 『実悟旧記』(『行実』一二九ページ)によれば、蓮如上人は、善従(異本「従善」)に「御かけ字」を下されて、それについて、「不断かけてをきて、そのごとくに心ねをなせよ、といふことにてこそあれ」と仰せられたという。その「かけ字」の内容は、おそらく『御文』の一句であったらうと、禿氏祐祥氏はのべておられる。『蓮如上人御文全集』解説編一(三ページ)。

(本学教授 国語学)